

令和元年 7 月 23 日

職員各位

健康管理センター長

〔産 業 医〕
ストレスチェックの実施者

2019 年度 ストレスチェックの実施について

労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)第 66 条の 10 の規定その他関係法令及び公立
大学法人奈良県立医科大学ストレスチェック制度実施規定に基づき、下記のとおり実施します。

なお、上記実施規定において「職員は、特別な事情がない限り、実施期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない」とありますので、受検するようお願いします。

記

1. ストレスチェックの趣旨及び目的

ストレスチェックは、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止（一次予防）し、労働者自身のストレスへの気づきを促すことを目的としており、不調者を発見または診断をするための制度ではありません。積極的に受検しご自身の健康管理にお役立てください。

2. ストレスチェックの流れ

①調査票配布 「2019 年度ストレスチェック調査票」（以下「調査票」という。）の配布

②調査票記入 回答をご記入ください。

**※1問でも未記入があったり、1つの設問に複数回答した場合、結果をだす
ことができません**のでご注意ください。封入するまでにご確認ください。

③ 封 入 ご記入した調査票は、配布された白色の封筒に入れて封をしてください。

※封筒の窓枠から所属・氏名が見えるようにして封入してください。

④調査票提出 各所属で取りまとめの上、健康管理センターへ提出してください。

提出された調査票は密封された状態で、委託業者（株式会社インソース）に送付されます。

提出期限：2019 年 8 月 6 日（火）17 時厳守

⑤ 結果返却 個人結果はおよそ 1 か月半後に親展でお渡しします。

※結果で高ストレスと判定された方には面接指導推奨通知を同封します。
できるだけ、面接指導を受けてください。

3. その他

プライバシーは守られます。個人の回答内容については、健康管理を目的として、産業医および委託業者が取扱い、厳密に個人情報管理を行います。個人の回答ないよう職場の上司に通知したり、人事評価等に用いられることは一切ありません。

以上